

会費規程

令和7年9月28日

(目的)

第1条 本規程は、NPO 法人リンパ管腫と共に歩む会（以下「本会」という）の会員および賛助会員の会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の区分)

第2条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 一般会員 本会の目的に賛同し、活動に参加する個人。ただし、総会における議決権は有しない。
- 2 賛助会員 本会の目的に賛同し、活動を賛助する企業または団体。ただし、総会における議決権は有しない。

(会員番号の付与および通知)

第3条 本会は、入会を承認した会員に対し、会員番号を付与する。

- 2 本会は、会員番号をメールまたは書面により会員本人に通知する。
- 3 会員番号は会員資格の確認に用いるものであり、譲渡または貸与することはできない。

(会費の額)

第4条 会費は次のとおりとする。

- 1 一般会員 年額 2,000 円
- 2 賛助会員 一口 5,000 円以上

(納入期限)

第5条 会費は、毎事業年度の4月末日までに納入しなければならない。

- 2 ただし、やむを得ない事情がある場合、会員は納入期限の変更を本会に申し出ることができる。

(中途入会者の会費)

第6条 事業年度の途中に入会した会員の会費は、次のとおりとする。

- 1 入会承認月が4月から9月までの場合 全額
- 2 入会承認月が10月から翌年3月までの場合 半額

(会費の免除)

第7条 本会の運営委員（定款第3章第6条に定める）は、会費を免除する。

- 2 その他特別の事情がある場合は、理事会の議決により会費を減額または免除できる。

(細則)

第8条 この規程の実施に必要な細則は、理事会の議決により定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を得て行う。

附則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。